

平成 20 年 2 月 18 日

業務監査実施報告書

国立大学法人 高知大学
学 長 相良祐輔 様

監 事 益 田 秀
監 事 寺 田 覚



平成 19 年度高知大学特別監査を実施致しましたので報告いたします。

- I. 監査実施項目 「国立大学法人高知大学の次期学長候補者選考に関して」
II. 監査実施期間 平成 19 年 10 月 19 日～平成 19 年 12 月 21 日
III. 監査対象部署 国立大学法人高知大学学長選考会議 議長 [REDACTED]
並びに責任者 学内意向投票管理委員会 委員長 [REDACTED]
事務局長 [REDACTED]
秘書課 課長補佐 [REDACTED]
企画部 企画部長 [REDACTED]
総務企画課長 [REDACTED]
総務企画課課長補佐 [REDACTED]
総務企画課総務 G 専門職員 [REDACTED]

- IV. 監査目的 次期学長候補者選考手続きの検証
V. 監査の方法 各関係者へのヒアリング並びに関係書類等に基づく監査
VI. 監査点検内容及び監査の参考とした書類等

1. 監査の内容

一連の次期学長候補者選考手続きが規則に基づき実施されているか、また規則以外の点で問題がなかったかを監査いたしました。

2. 参考とした書類

(1)法律、規則等関係

国立大学法人法

国立大学法人高知大学学長選考会議規則(規則第 5 号)(以下「学長選考会議規則」という。)

国立大学法人高知大学学長選考等規則(規則第 29 号)(以下「学長選考等規則」という。)

国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則(学長選考会議裁定)(以下「細則」という。)

(2)上記以外に確認した書類

学内意向投票関係事務について(平成 19 年 10 月 3 日現在)

これは事務の手引き書と位置付けている(以下「マニュアル」という。)

国立大学法人高知大学次期学長候補者の選考について(平成 19 年 10 月 17 日 国立大学法人高知大学 学長選考会議)

学長選考会議における学長選考について(平成 19 年 10 月 19 日 国立大学法人高知大学 学長選考会議議長)

国立大学法人高知大学の全構成員の皆様へ(平成 19 年 11 月 7 日 国立大学法人高知大学 学長選考会議)

第 3 回学内意向投票管理委員会の内容(学長選考会議議長の要請による録音)

その他関係書類等

VII. 結 論

平成 19 年 10 月 17 日の学長選考会議において、次期学長候補者を「相良祐輔」氏に決定した事につきましては、事実関係を調べた範囲では学内諸規則に抵触及び違法はありません。

しかしながら学内運営を円滑に進める上において、規則の見直しや事務取扱については検討の必要があると思います。

VIII. 検証内容と説明

1. 国立大学法人法第 12 条(役員の任命)第 2 項で前項の申出(学長の任命)は第 1 号に掲げる委員及び第 2 号に掲げる委員各同数をもって構成する会議(学長選考会議)の選考により行うものとする。となっています。

(1)経営協議会において選出された者

(2)教育研究評議会において選出された者、

(3)そして第 3 項で学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができるとなっている。

ただしその数には制限があり学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならないとなっている。

※学長選考会議規則では経営協議会から 4 名、教育研究評議会から 4 名、理事から 3 名で、委員総数は 11 人となっております。

この結果、高知大学学長選考会議の委員は国立大学法人法に基づき選出された者で構成されております。

2. 学長選考会議規則第2条では学長選考会議は、次の各号に掲げる委員で組織するとされています。

(1) 経営協議会で選出された者 4人

委員4人につきましては第9回経営協議会(平成18年6月23日(金))において
■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員が選出されております。(資料No.1)

(2) 教育研究評議会で選出された者 4人

委員4人につきましては第19回教育研究評議会(平成18年6月30日(金))において
■■■■学部長、■■■■学部長、■■■■学部長、高橋黒潮圏海洋科学研究科長が選出されております。

なお、高橋黒潮圏海洋科学研究科長は学長候補者として立候補された事により、
第26回教育研究評議会(平成19年9月7日(金))で選出された、■■■■学部長と
交代されております。(資料No.2)

(3) 理事から選出された者 3人

理事3人につきましては第51回役員会(平成18年6月16日(金))において
■■■■理事、■■■■理事、■■■■理事が指名されております。(資料No.1)

学長選考会議の各委員は学長選考会議規則に則り、関係の各会等から選出された人数で構成されております。

3. 学長選考等規則第10条第1項には「学長選考会議は学内意向投票に関する事務を管理するため、学内意向投票管理委員会を置く。」となっております。(資料No.5・⑤)

学内意向投票管理委員会は学長選考等規則に則り設置されております。

4. 学長選考等規則第10条第2項には委員会を組織する委員について掲げられております。

(1) 各学部において専任の教授の中から選出された委員各1人 (委員数は5人)

(2) 大学院黒潮圏海洋科学研究科及びセンター連合教授会において専任の教授の中から選出された委員各1人 (委員数は2人)

(3) 企画部長 (委員数は1人)

これにより学内意向投票管理委員会の総委員数は8人となります。

部局選出委員は下記の方々です。

人文学部 ■■■■

教育学部 ■■■■

理学部 ■■■■

医学部 ■■■■

委員の互選により委員長に就任

農学部 [redacted]
黒潮圏海洋科学 [redacted] [redacted] に交代(平成 19 年 10 月 3 日)
センター連合教授会 [redacted]
事務局 [redacted] (企画部長) (資料 No. 3)

委員の選出は学長選考等規則に則り選出された委員で構成されております。

5. 学長選考等規則に基づいて行なわれる職務事項の検証

- (1)学長選考等規則第 5 条に学長候補者の推薦について定められており、平成 19 年 9 月 11 日に締め切っております。 (資料 No. 4)
事務は秘書課が担当
- (2)学長選考等規則第 6 条では立候補者の意思を確認の上、第 1 次選考を行うものと定められており、平成 19 年 9 月 18 日に決定しています。 (資料 No. 5-⑤)
第 8 回学長選考会議で決定
- (3)学長選考等規則第 7 条第 2 項に学内意向投票の期日は学長選考会議が定め、投票の 1 か月前までに学内に公示するものとする。(学内意向投票日 平成 19 年 10 月 5 日)
学内意向投票日公示 平成 19 年 9 月 3 日 (資料 No.5-①)
事務は秘書課が担当
- (4)学長選考等規則第 10 条 8 項に掲げられた事務
- ①第 1 次学長候補者の名簿及び履歴書を作成し、投票の日の 15 日前までに投票資格者にグループウェアの掲示板等で通知すること
実施日 平成 19 年 9 月 19 日 (資料 No.5-③)
- ②投票場所及び投票時間を決定し、投票の日の 15 日前までにグループウェアの掲示板及び各部局内の掲示板に公示すること。
実施日 平成 19 年 9 月 19 日 (資料 No.5-②)
- ③投票資格者に学内意向投票通知書を送付し、受領の確認を行うこと。
実施日 平成 19 年 9 月 12 日 (資料 No.6)
- ④投票資格者名簿を作成し、学内に供覧して、投票資格者を確定すること。
実施日 平成 19 年 9 月 19 日 (資料 No.5-④)
- 以上の①～④は秘書課が担当しグループウェアでの掲示とメール送受信により確認
- ⑤投票用紙を作成し、管理すること。
投票用紙管理開始日 平成 19 年 9 月 19 日～平成 19 年 10 月 5 日(資料 No. 7・No. 8)
投票用紙の発注は秘書課が行い、平成 19 年 9 月 19 日投票用紙を業者([redacted])より受領。
企画部総務企画課は同日各投票場所の担当課に渡す。
担当課は期日前投票期間中並びに投票日まで管理。

⑥投票に立会い、投票場を管理すること。

実施日 平成 19 年 9 月 20 日～平成 19 年 10 月 5 日 (資料 No. 8)

⑦開票を行い、及び投票の効力を判定すること。

実施日 平成 19 年 10 月 5 日 (資料 No. 8)

上記⑥と⑦は意向投票管理委員会と総務企画課他責任担当部署が担当

学長選考等規則に則り学内意向投票管理委員会、秘書課、総務企画課等はそれぞれの担当職務を行なっております。

なお、学長選考等規則第 10 条 8 項に掲げられた事務は委員会の職務として規定されていますが、細則第 16 条により職務が分担されています。

6. マニュアルに基づいて行なわれる職務事項の検証

- (1)マニュアルは学内意向投票管理委員会の意向を受け、秘書課から各担当課に依頼され、総務企画課が主になって事務の手引書として作成された。
- (2)マニュアルには 1.期日前投票 2.意向投票 3.開票作業の手順 4.学内意向投票管理委員会の 4 項目が定められております。
- (3)各投票場所の実施責任者は「学内意向投票関係事務について」を受領しており、実施責任者が行う内容については承知しています。
- (4)開票作業時には委員長から説明があり、委員の方、事務職員の方も事務作業手順については承知しており、それに基づいて実施されました。
また事務方が行った作業については委員が確認する体制が取られていました。

期日前投票・意向投票の各事務につきましては、細かな点まで確実に実施されたかどうかは確認できておりませんが、総務企画課 課長、課長補佐のヒアリングの中でもふしめふしめで確認作業を行っているとの説明も受けています。最終日に学内意向投票管理委員会の委員が投票資格者名簿により投票総数と投票者数の一致と投票用紙の残票の一致を確認しております。またこの事も総務企画課 課長、課長補佐のヒアリングの中で確認できており、問題ないと思います。

開票作業の状況につきましては学内意向投票管理委員会の委員長と委員(企画部長)のヒアリング内容、並びに総務部企画課 課長、課長補佐のヒアリング内容と第 3 回学内意向投票管理委員会の内容(選考会議議長の要請による録音)から判断していますが、ほぼマニュアルに基づいた取扱が行われていると思います。しかし一部不適切な取扱と思われる点があります。その件につきましては次項目の 7. 開票作業と集計作業の検証の中で記載しています。

7. 開票作業と集計作業の検証

この二つの件に関しましては下記に掲げた事項から行っております。

- ①平成19年11月7日付けの「国立大学法人高知大学学長選考会議から発表された国立大学法人高知大学の全構成員の皆様へ」
- ② 学内意向投票管理委員会委員長、企画部長(学内意向投票管理委員会委員)からのヒアリングと第3回学内意向投票管理委員会の内容(選考会議議長の要請による録音)
- ③マニュアル

(1)開票作業の検証

マニュアルの開票手順に基づき投票数の実数・残票数の確認を行っている。

次に開票作業を行い事務職員が投票用紙を20票ずつ仕分けし、学内意向投票管理委員会委員に渡し、受け取った委員は各束の票数・記載内容を確認している。

この確認は二人の学内意向投票管理委員会委員によって確認が行われている。(この項目は企画部長(学内意向投票管理委員会委員)のヒアリングで確認)

確認の終わった票は二つの色違いの箱にそれぞれの候補者ごとに分けて入れた。

そして最後に20票に満たない票を入れた。

- (2)開票作業の問題点(企画部長(学内意向投票管理委員会委員)からのヒアリングと第3回学内意向投票管理委員会の内容(選考会議議長の要請による録音)で確認)

箱には名前は添付していなかったが、最初に一方の箱は誰、もう一方の箱は誰と決めていた。

委員の確認が終わった票の束は箱に直接入れられたか、該当の箱の周辺に束が置かれた。箱の周辺に在る票は最後にはそれぞれの箱に入れられた。(以上は企画部長ヒアリングから)

箱の中に入れた記憶のない人もいる。箱の横に置いた人もいる。

そして真ん中へ出しました。私はそこまでです。箱の中に入れた人いたか分からないけど、真ん中です。(以上は第3回学内意向投票管理委員会の録音内容から)

(3)集計作業の検証

委員長が候補者の獲得票数を数える時に束を手を持って二、四、六と数えている。束を一束ずつ確認はしていない。

(学内意向投票管理委員会委員長、企画部長(学内意向投票管理委員会委員)からのヒアリングと第3回学内意向投票管理委員会の内容(選考会議議長の要請による録音)から)

(4)集計作業の問題点

各候補の箱から出して束を数える時に纏めて持って数えており、候補者の名前について全ての束がその候補者の束か確認が出来ていない。

検証した限りでは開票作業、集計作業では各候補者の票について最終的に個別の確認を行っておりませんので、開票作業が終了したときに各候補者の箱の中の束を確認するか、集計作業の前に各候補者の獲得票の束を確認するか、どちらかで再確認をしていたら良かったと思います。

マニュアルにはそこまで細かく記載はされていませんが、記載されていたら上手く行っていたであろうと思われます。今後の検討課題としてください。

8. 「事務局職員が投票済用紙の入った箱を開けた」件に関して

(1)投票済用紙の入った箱を金庫に保管していますが、この金庫は投票済用紙の入った箱を保管する為の専用金庫ではなく、通常、秘書課が使用している金庫で毎日開閉が行われており、秘書課の職員は誰でも開閉が可能です。

(2)投票済用紙の入った箱を開けた、■■■■企画部長(学内意向投票管理委員会委員)と■■■■課長補佐(秘書課)にヒアリングを行いました。二人は次のように言っております。

■■■■企画部長(学内意向投票管理委員会委員)

票、関係書類についてどうなっているかという事で確認して、ちゃんときちんと明示なりして保管しなくてはいけないと考え、■■■■補佐に確認したら、そのまま金庫に入れたという事であったので、きちんと管理しておこうという事で、その部屋で中身の確認をして、封入なり、明示をして保管をして置く必要があると考えました。

■■■■課長補佐(秘書課)

箱を開けることについては、決裁箱はそのままですし、決裁箱は秘書課のものではないので返さないといけないという気持ちがあったので、何らかの事はしないといけないと思っていたので、それならついでに整理をしておこうという気で開けた。

また生で入っているという事は知らなかった。

直ぐにという感覚も特になく、とりあえず金庫に入れとけば良いと考え、置いてあったのですが、■■■■部長から「きちんと保管して置きましょう」という話になったので、開けることになりましたが、その話がなければ翌日になっていた。

また第3回学内意向投票管理委員会の内容(■■■■選考会議議長の要請による録音)の中でも■■■■企画部長(学内意向投票管理委員会委員)は「一応私のほうでこれの投票の管理というか、その保管はどうなっているかということで確認しましたら、金庫にそのままの状態が入っているということでしたので、このままどさどさ入っているの、きちんとよく整理しなければいけないということで、ちょっと整理しましょうと言うことで・・・」と話しています。

(3)投票済用紙の入った箱を開けた事に関して■■■■学内意向投票管理委員会委員長と■■■■選考会議議長にヒアリングした二人から聞いた内容

■ 学内意向投票管理委員会委員長

秘書課の金庫を見ていないので、どんな状態か分からないので、少し善意に考え、一杯なので少しコンパクトに纏めようと思ったのかと考えたら、単に整理する為と説明を受けた。

また第3回学内意向投票管理委員会の内容(■ 選考会議議長の要請による録音)の中でも「18時頃 ■さんと ■さんがこのままだどちよっと金庫の中が一杯になっているので少し整理しようということでこの箱を開けたところ・・・」と説明されています。

■ 選考会議議長

比較的かさばる箱が二つあり、これを整理する為に開けた。 ■さんが ■票の入っている箱を開けた。とにかく小さな金庫なので。

また ■学内意向投票管理委員会委員長から投票済用紙の入った箱を受け取った時の二人はヒアリングの中で次のように話しをしています。

■ 企画部長(学内意向投票管理委員会委員)

むしろそこで委員会も全部終わったので後は委員会事務局として関係書類はゆだねたということだと思います。

■ 課長補佐(秘書課)

ようは後を御願いするという格好で私が取って帰って秘書課の金庫に入れました。

以上の事からして投票済用紙の入った箱を開けた二人は、箱を受け取る時に管理を依頼された意識はありません。(■委員長のヒアリングの中では「この管理を御願います。」と言って渡したが封印はしていなかったと言っています。)

投票に関する事務取扱はマニュアルに基づいて作業を行ってきていますが投票済用紙の入った箱の取り扱いについては何も書いていなかった事もあり開けることに対しての罪の意識とか、作為があった訳でなく、ただ単に整理をしようとして開けたのだと思います。

また投票済用紙の箱を入れた金庫も通常使用している金庫で、投票済用紙の箱を入れる為の金庫でなく、秘書課職員は誰でも使用が出来るものです。

9. 学内意向投票管理委員会の「意向投票実施結果報告書」「学内意向投票開票業務の経過説明書」に関して

学長選考等規則第 11 条

開票が終わったときには、委員長は、学内意向投票の結果を速やかに学長選考会議に報告しなければならない。

と規定されており学内意向投票管理委員会は学長選考会議への報告の義務があります。

今回、【意向投票実施結果報告書】作成後に候補者の獲得票相違が発見された事に伴い、第 3 回学内意向投票管理委員会で審議を行った結果、委員会として学長選考会議への報告方法について以下の結論を出しております。

- (1) 第 2 回学内意向投票管理委員会で作成した【意向投票実施結果報告書】を提出する。
- (2) 併せて【学内意向投票開票業務の経過説明書】を提出する。

その時の審議の中で次のような事が出ております。

- ① 意向投票実施結果報告書は手順を踏んで作成した書類である。
- ② 我々が単純に数え間違えた。
- ③ 差し替えと言う可能性がないわけではない。

その結果 2 つの報告書が提出されました。

理由は

事実がはっきりしない限り疑義の生じる可能性が考えられるけれど、確定する資料を我々は持ち合わせていないので、これはそのまま提出する。それともう 1 つ細かく書いた時系列のものを提出し、後は口頭で色々この会議の様子を学長選考会議に伝え、それを参考にして学長選考会議を開いていただきたい。

(平成 19 年 11 月 7 日付けの「国立大学法人高知大学学長選考会議から発表された国立大学法人高知大学の全構成員の皆様へ」)、(学内意向投票管理委員会委員長のヒアリングと第 3 回学内意向投票管理委員会の内容(選考会議議長の要請による録音))に基づき記載。

学内意向投票管理委員会は事実がはっきりしない中で、統一的な見解を出せない事により上部組織である学長選考会議に判断をゆだねていますが、学長選考会議に報告することが規則で制定されている為、やむを得ないと方法だと思います。

10. 学長選考会議の国立大学法人高知大学次期学長候補者の選考について

学長選考会議は学内意向投票管理委員会から「意向投票実施結果報告書」「学内意向投票開票業務の経過説明書」の提出がなされた事により以下の流れで審議を行っています。

(平成 19 年 11 月 7 日付けの「国立大学法人高知大学学長選考会議から発表された国立大

学法人高知大学の全構成員の皆様へ」に基づき記載。）

- (1) 学内意向投票管理委員会委員長から「意向投票実施結果報告書」「学内意向投票開票業務の経過説明書」に基づき報告と経緯や内容の説明、開票手順の説明を受けた後の審議について、議論を重ねた結果、現場の実務をした委員会で一本化できていない以上、どちらかを事実とするのは無理であるとの意見に集約されたことから議長より確認が行われる。

①2つを学内意向投票管理委員会からの報告として受け取って審議する。

②学内の意向は明確であると判断する。

そしてその際、2つの数字を受け取り審議する事が出来るとの認識であれば先に進むとの発言があったが、他に発言はありませんでした。

学長選考会議も、どちらかを事実とするのは無理であるとの意見にほぼ集約された結果、学内意向投票管理委員会の判断を尊重し、提出された【意向投票実施結果報告書】と【学内意向投票開票業務の経過説明書】を参考にして各委員が総合的に判断すれば良いとの結論に至り、委員全員の合意の下で、次の選考段階へ進んだ事は問題がないと思います。

- (2)学長候補者の選考に関する規則の取扱と選考手順について

学長選考等規則第 12 条

学長選考会議は、学内意向投票の結果を参考にして、学長候補者を選考する。

学長選考等規則第 18 条 2 項

この規則の解釈及び運用について疑義が生じた場合は、学長選考会議が決定する。

- ①最初に学長候補者の選考に当たっての選考上重視する観点を聞いております。

学内の意向は明確であると確認した後に各委員に観点を聞く事により統一的な選考基準を設定する意見の集約は出来なかったけれど、委員の皆さんの考えをお互いが理解できています。

学内意向投票の結果を尊重すべきであるという意見も含め多数の意見が出され、その中で各選考委員は判断をされたと思います。

- ②次に意見の集約が出来なかったので投票による意見の集約を行っています。

これは選考方法や選考基準について特段の定めのない中で、議長が 18 条 2 項の規則を使用して審議を進めて行った事で問題がないと思います。

学長選考会議規則第 5 条第 2 項

会議は出席した委員の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する

③またこの提案に対して委員全員一致の承認を得ました。

となっており、この承認は、学長選考会議規則第 5 条 2 項に基づく学長選考会議の議決と認めます。と記載されています。

監事は学内の役員会、経営協議会、教育研究評議会に出席しております。またこれ以外の会にもご了解を得て(病院運営委員会、教授会)出席をさせてもらっていますが、審議事項の議決を取る時に、規則では議決を決する時の条件が制定されていますが、ほとんどの場合(人事に関する採決は別)議長が出席者の皆様に質問等の確認を行った後で「これでよろしいですか。等」と意思確認を行い、何もなければ全員が認めたということで「この件につきましてはお認め頂きましたとか、これでよろしいですね等」と発言し議決を行うことが慣例となっているようです。

議長としては、その点を明確にするために反対の意見が何も出なかったのが全員が承認を行った、よって、これは学長選考会議規則第 5 条第 2 項に基づく議決の要件を充たしているという事を明示しているものと理解いたしました。

(この件については、議長のヒアリングの中でも確認しております。)

④次に投票を行うに当たりどのような方法を用いるかについて審議しております。

これは学長選考規則第 5 条第 2 項を踏まえた審議であり、議長から次の提案が行われ、全員一致の承認が得られています。

(a)「学長選考会議規則」についての議論を踏まえ、議長は投票を行わず可否同数のときは、議長が決する。

(b)議長を除く 9 名の過半数の投票を獲得した者を学長候補者とする。

(c)投票により行われるため、白票等の可能性もあり、議長を除く 9 名の過半数である 5 票の獲得がない場合については、再度日程調整を行い、会議を開催し決する。

この取り扱いについても問題がなく且つこの承認は、学長選考会議規則第 5 条 2 項に基づく学長選考会議の議決と認めます。と記載されています。

⑤最後に投票を行い、その結果相良候補が投票総数 9 票の過半数 5 票を獲得した後に再度この結果を委員全員に再確認して相良候補を次期学長候補者とする事について全員一致で承認しています。

この取り扱いについても問題がなく且つこの承認は、学長選考会議規則第 5 条 2 項に基づく学長選考会議の議決と認めます。と記載されています。

以上学長選考会議が行った次期学長候補者の選考については規則に則って問題なく行われ、次期学長候補が決定されています。

学長選考会議は国立大学法人法第 12 条で制定された組織であり、又学長選考会議規則

によっても制定されております。

その委員は法人法、学長選考会議規則に定められた経営協議会、教育研究評議会、理事のそれぞれから代表として選出された方々です。

今回の次期学長選考は特殊な事項が発生した事により、学内意向投票管理委員会からの報告を受けた後、学長を選考する最高決定機関である学長選考会議において、学長選考会議の規則に基づいて進められ、組織として決定した事項であります。

人の集合体である組織では議論の中で賛成、反対があつて当然ですが、規則に則つて組織で決定した事は最終的意思決定で、決定した事は遂行していく、それが組織としての運営ではないかと思ひます。

11. マニュアルの件

今回の、次期学長選考においては投票済用紙の入った箱を開けた事が大きな問題となつておりますが、マニュアルの中には開票作業終了後の投票用紙の取扱については何も触れられていません。

集計作業完了後の投票用紙の取扱について書かれていない事の確認についてはヒアリングの中で確認していますので下記に記載いたします。

①それは意向投票に係る部分だけを総務企画課に御願ひしているの、総務企画課は自分の課が任された範囲について今回書いていることだと思ひます。

確認書を作るようにしていますので、確認書を作り、私に渡せば終わりという解釈をしていると思ひます。(■■■■課長補佐のヒアリングから)

②それは私達がそこまでの仕事しか請け負わなかつたからであり、その後は委員会であるからと言われていたからです。(総務企画課 ■■■■課長、■■■■課長補佐のヒアリングから)

投票済の用紙については、秘書課は、投票結果は学内意向投票の結果確認書(10月5日)で分かり、それに基づいて学内意向投票管理委員会で意向投票実施結果報告書が作成されるので作業に支障は起きないと考えており、総務企画課は投票済用紙の取扱については依頼をされていないから、マニュアルには記載をしていないと説明しています。

このような事が発生したから特に感じるのですが、事務分担で作業を行った結果、一連の事務の流れを見直す責任部署がどこにもなかつたことが問題ではなかつたかと思ひます。

確かに投票済用紙は、後の事務の中で必要がなかつたかも知れませんが、学長選考会議が終了し、次期学長候補者が選考され、最終文部科学省に届出を行い認められるまでは残しておく必要があると思ひます。

その理由としては今後も意向投票が続く限り、投票結果について再確認の要請があり、

学内意向管理委員会委員長が事務局 部長が依頼され持ち帰ったのは 秘書課長補佐)に投票箱を渡してから混入が判明して委員長に連絡が行くまでの時間は約 30 分で、この間に票の入れ替えをすれば事前に用意しておく必要があります。

- ①投票用紙が偽造されたと想定した場合、投票用紙の現物を見た日以降ということになると思います。
- ②投票用紙は平成 19 年 9 月 19 日に秘書課に納品されていますが、その日は期日前投票の準備日で、午後一番には総務企画課が各キャンパスの必要枚数 892 枚を受け取り、その後、総務企画課の担当者が各キャンパスに持ち込み、各キャンパスは適切に管理しています。また残投票用紙については秘書課で管理されています。
- ③各担当課で管理されていますが、投票用紙の表裏の印刷状況の確認、素材等の確認の為には持ち出す必要があります、その可能性のある期間は平成 19 年 9 月 19 日から平成 19 年 10 月 4 日朝までの間しかありません。
- ④投票用紙が偽造されたと想定して、金庫から出して投票箱を開けた時に発見した 1 束、そして再集計の結果として 20 票 1 束の違いが出て来ましたが、この 20 票ずつ仕分ける事についてはマニュアルに書かれています。
しかし、この開票作業の手順について事前に知っていた人は限られた僅かの委員と職員で直近までは知らない状態であった人もいたと思われます。
- ⑤結果として 20 票 1 束の違いですが、どれ位の差が出るか判らない状態で事前に準備をすれば束で操作する為には 1 束、2 束、3 束・・・と幾つ用意をしたらいいかという問題とその用意した投票枚数分の氏名の記載が必要です。その枚数が多くなればなるほど筆跡の問題があり、リスクはさらに拡大いたします。
- ⑥投票用紙の追加挿入
既に確定した有効投票用紙の合計数は変更となっていないし、金庫から出して投票済用紙の入った箱を開けた時に各候補に入っていた総票数は学内意向投票管理委員会で集計した票数と同数であった事から追加挿入は行われていない。

(3) 開票作業時のミスまたは不正に関して

- ①投票用紙を高橋候補と相良候補、無効票に分けた事務職員の作業段階でミスまたは不正が発生した場合は次にチェックを行う学内意向投票管理委員会委員の段階で発見が可能です。
- ②事務職員から学内意向投票管理委員会委員が 20 票を受け取って氏名、枚数を確認する段階でのミスまたは不正の可能性は殆どないと思われます。その理由は事務職員から受け取った投票用紙の束は学内意向投票管理委員会委員が二人でチェックする体制を採っています。
- ③確認した投票用紙の束を該当候補の箱に入れる段階では次のようなミスまたは不正が考

えられます。

(a)単純な入れ間違いのミス(これはミスに気が付いていない。)

(b)箱に入れずに箱の周囲に置いた束、真ん中に置いた束があった事からして、最後に各候補の箱に入れる時のミスも考えられる。

(c)意識して該当候補の箱に入れない不正

この 3 つの事については開票作業終了時に各候補の箱の中を確認していない事と両候補ごとに集められていた票束の数を最終的に確認する際に、一束ずつ氏名を確認せず 2 束ずつ数えた事からして確認が出来ておりません。

以上の点からして、投票用紙の偽造、残投票用紙により不正が行われた可能性はないと思われませんが、候補者の箱への投入の際のミスの発生、不正が行われた可能性は残ります。しかしながら学内意向投票管理委員会でも意見として出ていたように「0.1%の可能性」と言う事からすると、どちらとも断言は出来ません。

13. 学長選考会規則第5条の件

学長選考会議規則第5条

学長選考会議規則第5条第1項 学長選考会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する者とする。

2 学長選考会議規則第5条第2項 会議は出席した委員の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第5条第1項については、会議の成立要件であるから議長も含めた人数での成立要件である。また第5条第2項については、議長は通常は議事の進行を行うもので中立的な立場であるべきであり、出席した委員には含めず、可否同数になって初めて意思を表明するものであり、議長が投票をしないというのは通常の間違った考え方ではないかと思っていました。

この規則と同じ言い回しの規則は学内の規則(役員会規則、経営協議会規則、教育研究評議会規則、各学部の教授会規則、その他各種規則)にも使用されており、また規則制定の時には協議し承認されているから、全教職員が同じ考えであると思っていました。が、部局によって対応が違っている事を知りました。

そこで、現在国立大学法人となって独立しているが、従前は国の機関であったから国の法律はどうなっているのか、多分それを参考にして制定されていると思い調査をしてみました。

①日本国憲法第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2. 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

②国会法第四十九条 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

③国会法第五十条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

具体的に確認を行うために参議院に確認をしたところ、定足数の算定には、議長(又は委員長)を含めていますが、表決においては、議長(又は委員長)は、加わらないことになっており、投票の結果、可否同数となった場合には議長(又は委員長)が決します。と回答を頂きました。(資料 No. 10)

今後、本学運営の中で各会議、各部署によって取扱が違う事は問題があると思いますので統一した取扱を行うようにして頂きたく、本部担当部署で検討し、徹底を御願ひ致します。

14. その他

(1)情報の漏えいについて

今回の学長選考に関する詳細な情報が学長選考会議開催日以前や以後にマスコミに流れています。

①意向投票の結果と集計ミスやトラブル発生(平成19年10月16日の新聞に掲載)

開票に関しては細則13条第1項で公開とはなっていますが、企画部長が公開について細かい決まりがない等の問題点があった事から開票作業後外部へは言わないようにと要請している。

②第3回学内意向投票管理委員会(平成19年10月5日開催)、第4回学内意向投票管理委員会(平成19年10月9日開催)

この2回の委員会では議事事項については、委員会限りとする点や守秘義務の再確認が行われているにもかかわらず、詳しい情報が洩れています。

組織として決定したことが守られていないことについては非常に残念な気持ちで一杯です。

③学長選考会議開催(平成19年11月6日)

学内の関係者が会議の開催について知っている事は学内グループウェアの施設予約状況を見ていたら判るので問題ないが新聞記者が情報を入手し、開始前から大学に来ています。

(2)学長選考会議の発表に関して

学長選考会議は、平成 19 年 10 月 17 日に「国立大学法人高知大学次期学長候補者の選考について」を発表しています。

その中の 6 の項目では下記の内容が記載されています。

なお、学内意向投票管理委員会からの報告は、細則第 15 条第 2 項に規定されている様式書類に記載されている数字は、高橋候補 419 票、相良候補 378 票であり、ともに添付された学内意向投票開票業務の経過説明書に記載されている数字は、高橋候補 399 票、相良候補 398 票でした。

①しかしこの内容を見たほとんどの方々は 2 種類の票の発表がされているが、何の意味なのか、何が起きたのか、さっぱり判らなかつたと思います。

ただ、平成 19 年 10 月 16 日の高知新聞を見ていた人は学長選考に関して何か起きていると感じたのではないかと思います。

②また平成 19 年 10 月 19 日に「学長選考会議における学長選考について」が発表されております。

この内容は、学長選考過程における規則に伴う解釈とそれに対する対応の説明、学長選考上の観点、投票までの考え方と投票方法の検討と最終結果の説明である。

③この段階になって来ると高知新聞の 10 月 18 日、19 日のニュースによって何が起きたのかが判ってきたと思います。

④監事も高知新聞のニュースにより、詳細が判っていった状態です。

学長選考会議は平成 19 年 10 月 17 日に「国立大学法人高知大学次期学長候補者の選考について」を発表していますが、平成 19 年 10 月 5 日の意向投票日の夜には事実を把握し、平成 19 年 10 月 9 日過ぎには学内意向投票管理委員会から「学内意向投票開票業務の経過説明書」を受け取っているとすれば、3 連休や業務で忙しかつたとは思いますが、この発表を数日遅らせてでも、学内に向けて起こつた事実と、それに対する学内意向投票管理委員会の行なつた対応、学内意向投票管理委員会の意向投票に対する考え方、そしてそれを受けた学長選考会議の考え方、そして次期学長の選考決定までの説明を判明している範囲だけでも公表していれば良かったのではないかと思います。

平成 19 年 10 月 17 日、平成 19 年 10 月 19 日の発表だけでは何も判らない上に、外部からのニュースが詳しく報じられ、ますます疑心暗鬼になっていったと思われまふ。

15. 学長選考に関して改善を要する点

今回の監査を通じて、改善を行なつたらよいと思われる点がありますので、監事の把握した範囲で記載をしておきます。

(1)学長選考会議規則第 5 条第 1 項の会議の成立要件と第 5 条 2 項の会議の議決要件

これにつきましては、この規則だけでなく学内のほかの規則にも同じようなことが

書かれており、誰が見ても判るように、そしてどの部局でも同じ対応が出来るように規則を修正してください。

(2)学長選考等規則の第 18 条第 3 項も修正をしてください。これも上記の関係です。

(3)細則第 13 条の開票の公開に関する規則の修正

学長選考会議が候補者の獲得票数を知る前に、候補者の獲得票数が皆に知れてしまうのはどうかと思いますので、開票の公開はしないほうがベターと思います。

もし開票の公開を行なうなら候補者の獲得票数が見えない方法を検討し、集計時には退去させて置くようにする。

(4)細則の第 16 条においての但し書き以降の文章

「ただし、学内意向調査に係る投票に関する事務は、委員会が委嘱する。」

学長選考等に関する事務は秘書課に全て行なわせる事は事務量が多くなる事と 1 つの課にすべて行なわせるリスクを考えると問題があると思います。

今回は総務企画課が主となり種々の事務(マニュアル作成も含む)を行い、各投票所にある部署が事務を行なっています。

委員会が委嘱する部局を記名し、その他の補助をしてもらう部署は今回と同じ様にマニュアルの中で記載したらよいと思います。

(5)意向投票の開票作業

- ・開票した投票用紙を入れる箱の前には各候補者の名前を貼って置く。
- ・開票終了後には箱の中に入っている各候補者の投票用紙の束の最上用紙の名前を確認する。
- ・確認はダブルチェックで行なう。委員の一人が行なった後に委員長が再度行なう。もしくは票の集計票を掲示しておき、各候補者の束を箱の中から出して名前を読み上げ、他の一人が再確認したことを告げていく。候補者 1 名に 2 人の担当委員を指名しておく。

(6)マニュアルへの追記

今回問題となっている事を踏まえてマニュアルの(5)開票手順の次か、4.学内意向投票の次に候補者の獲得票について保管関係事項(保管部署、保管方法、保管期限等)を記載する。

少なくとも、学長選考会議が終了するまで、もしくは学長選考会議終了後、〇ヶ月後の末までは保管しておく事を検討してください。

また今回のマニュアル作成で思った事は、学内意向調査に係る投票に関する事務は企画部総務課が担当となり、それ以降の事務については秘書課が担当をする事となっていて、職務分担をしていたようですが、最終的にマニュアルが出来上がった段階で確認がされていない。企画課は投票事務に関して作成が出来たから良い、秘書課は集計票が来たから学内意向投票管理委員会の会が開催できると考えており、全体を通じたお互いの業務の最後の擦り合わせを行い、最終的に全体の事務を把握しチェックす

る体制が出来ていなかったことにも要因があるのではないかと思います。

16. 監事からの要望事項

(1)学長選考に関する改善検討委員会の設置を要望いたします。

監事監査の過程において種々改善すべき点があると思っており、気が付いた点につきましては上記 15. 学長選考に関して改善を要する点として記載をしていますが、規則関係だけでなく、運営方法、管理方法、投票場所等色々あると思いますので、次期学長選考に向けて設置していただきたく要望いたします。

17. 終わりに

今回の事が新聞等で報道されたことにより、高知大学は大きな風評リスクを受けており、これから就職活動を行われる学生、今後も高知大学で学ばれる学生、高知大学を受験されようとしている学生等に与える影響は大きなものがあり、今後各方面に影響が出てくるのではないかと心配しております。

一日でも早く学生が勉強に打ち込める環境になっていただきたいと思います。

以上